

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和4年12月6日(火) 午後4時30分～午後4時59分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員

5 出席委員(9名)

1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局 長：高田 隆慶

局次長：吉田 武史

主 任：谷本 大輔

主 査：濱岡 大祐

係 員：河坂 章志

7 議案・報告等

(1) 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(2) 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出

(3) 報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(4) 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寿内 隆史

署名委員

巽 茂 樹

署名委員

田原 喜信

令和4年12月6日（火）午後4時30分～午後4時59分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和4年第10回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」 です。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>相続税の納税猶予を受けようとする相続人から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の証明願が提出されましたので、ご審議をお願いいたします。 申請の内容につきましては、議案第7号の議案書をご覧ください。場所につきましては、添付書類6ページを、土地の状況につきましては添付書類18ページをご覧ください。現地調査は農業委員会より中野委員、事務局より濱岡、河坂で行いました。 本件につきましては、被相続人が当該農地にて生前農業を営んでおり、かつ相続人が当該農地にてすでに農業経営を開始し、今後も引き続き農業経営を行うと見込まれますので、相続税の納税猶予の適格者と考えられます。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご意見等はございませんでしょうか。</p>
中道委員	<p>はい。</p>
会長	<p>はい、中道委員どうぞ。</p>
中道委員	<p>意見という事ではないんですけれども、資料の18ページの写真を拝見してますと、いわゆる蓮池。蓮をつくっていらっしやっつて、これ相続税猶予をかけて手続きされるんだなという事で、感慨をおぼえているようなといたしますか、やはり相続税猶予をかけるると基本その方が亡くなるまで営農を継続するという事</p>

が発生すると思います。私もこの手続きしたことあるんですけども、相続の時に農地というものが荒れないように引き継がれるというためには必要な制度かと思いますが、一旦この制度を受けたからには終身営農ということが基本義務付けられますので、ご健闘をお祈りしたいと思います。門真の農地をこれからも守っていただくためにも、この三反以上におよぶこの農地を相続猶予で守っていただくということについて敬意を表したいと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。
相続人の健康状態とか、そういうのは確認の材料にならないのでしょうか。

事務局

法的な手続きとして、健康状態を確認するということはないです。相続人の方が作業されているというのは、経営所得安定対策とかで確認していますので、耕作状況が継続していけるかなと判断しております。窓口にもいらっしゃって、この農地についてはしっかりと守っていきますとも聞いています。

会長

ありがとうございます。
他に質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
では、採決に入りたいと思います。議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長

はい、ありがとうございます。全会一致で、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案のとおり許可することと決しました。
それでは次に移ります。
報告第13号「農地法第3条の3の規定による届出」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

本件は、相続に伴う農地の所有権取得につき、農地法第3条の3の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。届出内容につきましては、報告第13号の議案書をご覧ください。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料16ページから31ページでご

	<p>ざいます。場所及び土地の状況につきましては先の議案、第7号と同様でございます。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。はい。</p>
岩田委員	<p>説明はいいねんけれども、この無駄なコピーやめた方がいいんじゃないです。この同じやつ。それだけです。</p>
会長	<p>同じ意見です。</p> <p>それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条規定により報告するものです。届出内容につきましては、報告第14号の議案書をご覧ください。届出につきましては、番号1から3までの3件でございます。</p> <p>1件目についてであります。</p> <p>地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料32ページから42ページでございます。当該届出地は、添付資料33ページの地図のとおりでございます。届出内容は、35ページのとおり転用の目的が駐車場の一部であり、現況は既に転用済みであります。現地調査へは、事務局から濱岡、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>次に、2件目についてであります。</p> <p>地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料43ページから53ページでございます。当該届出地は、添付資料44ページの地図のとおりでございます。届出内容は、46ページのとおり転用の目的が住宅であり、現況は既に転用済みであります。現地調査へは、事務局から谷本、濱岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>次に、3件目についてであります。</p> <p>地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につつま</p>

	<p>しては、添付資料 54 ページから 65 ページでございます。当該届出地は、添付資料 55 ページの地図のとおりでございます。届出内容は、58 ページのとおり転用の目的が住宅であり、現況は既に転用済みであります。現地調査へは、事務局から濱岡、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。何かご質問等はございませんでしょうか。はい、中道委員どうぞ。</p>
中道委員	<p>報告第 14 号ということで 3 件農地転用届出書のご説明をいただいたところなんですけれども、特に 3 番目というのが一反近くある大きなもので、こういうのもまだまだあるんだなと思いつつ、この 3 つについて、なぜ今こういう風な形であがってきたのかということをかいつまんで教えていただけたらちょっとでも今後のために役に立つのかなと思いましたが、その点いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>現地調査したときの印象になってしまいますが、写真で言いますと 65 ページ見ていただけると分かりやすいかと思えますけれども、住宅が合計 4 棟ありまして、ほぼほぼ空き家になっている状態でした。今後、住宅などの開発に際して地目を確認してみたら転用されてなかったもので、このタイミングで届出が出てきたのかなと推測しています。農地台帳にも記載されてませんでしたので、これまで届出が出てこなかった経緯については分かりかねるところではあります。</p>
中道委員	<p>この発見に至った端緒というか、何か申請が出てきたから、申請が漏れているということ申請者が気づかれたというそういう理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>この件に関しまして、開発協議なども出てきてないと思いますので、まだ話が進んでいる段階かと思えます。</p>
異委員	<p>異ですけれども、いいですか。 そのアパート建てる時は届出を出さんでもいいですね。</p>
事務局	<p>その当時のことは分かりかねる部分です。</p>

異委員	何年くらい前。
事務局	昭和 40 年頃になります。登記を見ながら分かる範囲で書いてもらった状況になります。
異委員	50 年ほど前に建てる時に、田のまま建てれんねんな。水道局、田やったら敷かんとか何かできそうやのにな。農地転用せんと家建てられへんとか。どっかが気づくと思うんやんか。
会長	はい、どうぞ。
木原委員	木原です。直接の届出での内容とは関わりないのですが、2 つ目の案件の委任を受けた受任者を証明する書類が、司法書士事務所の補助者の証明書類になっているんですね。行政書士の証もしくは補助者証を取っていただけの方が。多分登記があるので司法書士にまとめて頼んでいて、この方がたぶん行政書士兼業やから農地法の届出もいいですよとなっているんだと思うんです。農地法の届出は司法書士の業務ではないですので、行政書士の証明書の方がよいのかなと思います。
中道委員	すいません。ちょっといいですか。木原委員にこの際の質問なんですが、この委任状には、例えば資格の無い人も書けるんじゃないでしょうか。
木原委員	このフォーマットには肩書入ってないですね。個人名だけ書かれているんですよ。でも本来これはお金をもらってやっているのであれば、業として行っていることになるので適切でない。測量士の方なんかはやって出しておられるのもあるんですが、基本的に司法書士とか行政書士として受けているのであれば、例えばこの委任状自体には書いていないですけども、連名で書いているのであればおそらく業としてやっているんだと思うんですよ。個人じゃなくて。要は、本職と補助者とがセットで名前書いているということは。
会長	他ないでしょうか。よろしいでしょうか。 では、次に移りたいと思います。 報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第15号の議案書をご覧ください。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料66ページから124ページでございます。当該届出地は、添付資料68ページの地図のとおりに位置しております。届出の内容は、賃借権の設定であり、転用目的は工事作業ヤードとなっております。現地調査は、農業委員会から中野委員、事務局から谷本、濱岡で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。なお、本件は一時転用の申請であり、工事完了時期である令和7年12月31日まで一時的に転用を認める通知を行っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。何かご質問等はございませんでしょうか。</p>
中道委員	<p>資料94ページの現況写真と、それと96ページの計画書計画図なるものをちらちら見比べて、計画書計画図の右下の方にちょこちょこっと書いてある文は、96ページ以降にも同じことが書いてあるんですけども、何が書いてあるかというと、耕土仮置き部は、つまり農地部分の上の土は大型土のうにて土砂流出を防止します、と書いてある。これはどの部分かと言うと、この図面の左上の小さい四角で囲んである、この部分に積み上げる。下の標準断面図を見るとそこにもっこり積み上げるという計画になっています。その文字の説明で、鋤取りしたところと路盤、碎石を入れ替える部分については土木シートで縁切りします。つまり、水が一切浸み込まないことに多分なるんかなと。さらに3つ目に、表面排水は水勾配を設け、既設排水路へ排水します、と書いてあるんです。その既設排水路というのは、94ページで見ると非常に貧弱な排水路のように写真の上では見えるんですけども、賃借権の設定ということで申請書を見ると3年間の限定ということではあるんですけども、この4反に近い田を、水を浸透することなく他の農地に影響させることなく、作業工事ヤードとして使うというのが、素人目で考えるとちょっと問題が絡んでるような気もするんですけども、73ページ</p>

の申請書の最後のところに、万が一被害を及ぼした場合は当方で責任を持って対処いたします、と書いてますんで、当事者が責任を持ってやると言うてくれているんで、それはそうなんかなと思うんですけども、ちょっとそこら辺の。削った土を民家側にどーんと積んで、大型土のうで流出させません、と言いつつ、雨水の浸透一切なくなるんで。ちょっとまあそこら辺が気になります。

会長

他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、本日の議題は以上です。委員会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

お願いいたします。